

(要領様式第 1 号)

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（令和 2 年条例第 63 号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

松本市公告第 425 号
令和 7 年 3 月 6 日

松本市長 臥雲 義尚

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根 拠 条 項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第 41 条第 1 項	事業計画概要書	
(2) 条例第 45 条第 2 項 (第 45 条第 6 項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第 47 条第 1 項	事業計画書	○
(4) 条例第 50 条第 4 項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第 54 条第 2 項	最終見解書	
(6) 条例第 56 条第 2 項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)		直富商事株式会社 代表取締役 木下 繁夫 長野県長野市大字大豆島 3397 番地 6	
申請の区分（Ⅰ）			
条例 第 41、 45、 47、 50、 54、 56 条	①廃棄物の処理施設の設置の場所	①長野県松本市大字笹賀 5652 番地 76 ②長野県松本市大字笹賀 5652 番地 84	
	②廃棄物の処理施設の種類	中間処理（圧縮・結束）	
	③処理を行う廃棄物の種類	①廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、木くず、紙くず (廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器は自動車等破砕物を除く) ②廃プラスチック類 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く	
	④廃棄物の処理施設の処理能力	①圧縮結束施設 廃プラスチック類 900t/日 (90t/h：10 時間稼働) 金属くず 1149t/日 (114.9t/h：10 時間稼働) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 1178t/日 (117.8t/h：10 時間稼働) 紙くず 917t/日 (91.7t/h：10 時間稼働) 木くず 704t/日 (70.4t/h：10 時間稼働) ②圧縮結束施設 廃プラスチック類 2t/日 (0.2t/h：10 時間稼働)	
	⑤変更の概要(変更許可等の場合)	変更後	変更前
条例 第 47、	⑩対象周辺地域の範囲	南原町町会、島立南栗町会	
	⑪対象関係住民の範囲	周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者	

50、54条	⑫事業計画書（見解書）の閲覧場所、期間及び日時	（場所）直富商事株式会社松本営業所 長野県松本市大字笹賀 5652 番地 76 （期間）事業計画協議終了まで（土日、祝祭日を除く） （時間）午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで
	⑬対象関係住民に対する事業計画説明会の開催日時及び場所	（日時）令和 7 年 4 月 28 日（月）午後 7 時 00 分から 令和 7 年 4 月 30 日（水）午後 7 時 00 分から （場所）直富商事株式会社松本営業所 長野県松本市大字笹賀 5652 番地 76
関係図書 の 縦 覧	縦覧に供する場所	松本市 環境エネルギー部 廃棄物対策課 長野県松本市大字島内 7576 番 1
	縦覧期間	事業計画協議終了まで （土日・祝日その他市の休日を除く。）
	縦覧時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
	第 42 条	○第 41 条第 2 項の関係住民 ○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○周辺地域の範囲 ○関係住民の範囲及びその根拠 ○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	19 号	提出期限 提出先
	第 45 条	○第 44 条第 1 項の対象関係住民	○事業計画概要説明会終了報告書の内容	22 号	提出期限 提出先
○	第 49 条	○第 44 条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○事業計画について	24 号	<提出期限> 令和 7 年 5 月 30 日（金） <提出先> 直富商事株式会社 長野県長野市大字大豆島 3397 番地 6 （意見書の写しを松本市にも提出できます）
	第 51 条	○第 44 条第 1 項の対象関係住民 ○事業計画書について生活環境保全上の見地から意見を有する者	○見解書について	22 号	提出期限 提出先

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

・ 条例第 49 条の規定による意見書については、縦覧することを予定しています。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。